

## グランスクエア一橋学園増設自転車置場運営細則

### (総 則)

第1条 グランスクエア一橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という）は、グランスクエア一橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という）第18条（バイク置場、自転車置場の使用）により、対象物件内の増設自転車置場（以下「増設自転車置場」という）を運営するため本細則を定める。

### (区 画 数)

第2条 区画数及び使用場所は、管理組合が別に定めるとおりとする。

### (申 込 制 限)

第3条 増設自転車置場を申込みことができる者は、グランスクエア一橋学園に現に居住する組合員又は占有者（組合員又は占有者が法人の場合、その役員又は従業員を含む。）に限るものとする。

2 特殊自転車（ロードレーサ、トラックレーサ、三輪自転車、タンデム車、重量運搬車、一輪車、その他の車）は除くものとする。

### (使用許可期間)

第4条 増設自転車置場の使用期間は、使用開始日の如何にかかわらず、毎年3月末をもって終了するものとする。

### (権利処分の禁止)

第5条 使用者は、理由の如何を問わず増設自転車置場を第三者に使用させ、又は増設自転車置場を使用する権利を他の組合員又は占有者及び第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

### (使用許可の消滅)

第6条 増設自転車置場を使用している組合員が、その所有する専有部分を他の組合員又は占有者及び第三者に譲渡又は貸与した場合には、当該自転車置場の使用は終了するものとする。

2 増設自転車置場を使用している占有者が、その占有する専有部分に居住しなくなった場合には、当該自転車置場を使用する権利は消滅し、使用は終了するものとする。

### (使 用 者)

第7条 増設自転車置場を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、第3条（申込制限）により増設自転車置場の使用を申し込んだ組合員又は占有者及びその同居の家族とする。

### (駐 輪 時 間)

第8条 駐輪時間は1日24時間昼夜駐輪制とし、使用者は随時駐輪することができるものとする。

### (使 用 料)

第9条 増設自転車置場使用料は、別に定めるとおりとする。

### (使用料の変更)

第10条 施設の改善又は一般物価の変動などにより増設自転車置場使用料を変更する場合には、管理規約第53条（議決事項）により団地総会の決議を経て増設自転車置場使用料を変更することができる。

### (支 払 い 方 法)

第11条 増設自転車置場の使用者は、増設自転車置場使用料を管理組合の定める方法により支払う

ものとする。なお、期の途中から使用を開始する場合及び使用を終了する場合においても、当該使用料の月割計算は行わない。

#### **(使用料の使途)**

第12条 管理組合は本細則の基づき、受領した増設自転車置場使用料は管理規約第34条（使用料）により管理費に充当する。

#### **(遵守事項)**

第13条 使用者は、増設自転車置場の使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 管理組合の指示並びに場内標識に従うこと。
- 二 管理組合指定のステッカーを外部から見えるところに必ず貼り付けること。
- 三 増設自転車置場の付近等では歩行者優先・徐行を徹底すること。
- 四 駐輪にあたっては、常に整理整頓に心がけること。
- 五 施設器具及び他人の自転車等を破損・汚損したときには、直ちに管理組合に連絡しその指示に従うこと。
- 六 増設自転車置場には、第3条（申込制限）により使用を申し込んだ自転車1台以外、いかなる物品も置かないこと。
- 七 自転車には必ず施錠すること。
- 八 増設自転車置場には、いかなる工作、構築も行わないこと。
- 九 増設自転車置場及びその周辺での喫煙はしないこと。
- 十 その他、管理組合にて指示・告示する事項。

#### **(免責事項)**

第14条 管理組合は、天災地変、盗難その他事由の如何を問わず、当該使用者がその自転車につき蒙った損害の責を負わないものとする。

#### **(遵守義務)**

第15条 使用者及び利用者は本細則の各条項を遵守しなければならない。

#### **(ステッカー貼付の違反)**

第16条 自転車置場使用者の自転車にステッカー貼付がされていない場合は、乗り捨て物又は所有権放棄物として取扱い、適法手続きにより処分することができる。

#### **(解 除)**

第17条 管理組合は、使用者が下記各号の一に該当する場合には、何等の通知催告を要しないで直ちに増設自転車置場使用を取り消すことができる。

- 一 増設自転車置場使用料を所定の通り支払わなかったとき。
- 二 その他、本細則の各条項に違反したとき。

#### **(細則外事項及び改廃)**

第18条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附 則

(細則の施行)

第1条 本細則は、管理規約施行の日から施行する。